

## 法務省が CHSI の学歴等認証書を審査の参考にすると言

-月刊『留学交流』2011年1月号掲載の中国人留学生の学歴等認証に関する続報-

中国人留学生の学歴等認証について、法務省入国管理局は、このほど中国高等教育学生信息网 日本代表(CHSI 日本)が実施している中国人留学生の学歴等の認証を在留資格認定の審査の参考にすると言明した。

CHSI 日本を通じて発給される学歴等認証報告書は、従来、地方入国管理局が参考にしていた認証報告書と様式が異なるため、「提出しても在留資格認定の際の参考とされるのかに不安がある」との声が各教育機関より寄せられていた。このような事態を解消するため CHSI 日本では法務省入国管理局に対し、「CHSI の認証書が中国政府教育部の管理するデータベースに基づいて発給されるものであり、権威性、信頼度等に於いて何ら問題ない」ことを伝え、在留資格認定の際の参考とするように働きかけてきた。

その結果、2011年3月上旬に法務省入国管理局より CHSI 日本に宛てて、Eメールにて「CHSI 日本代表を通じて中国の CHSI が認証した学歴等について、提出があれば審査の参考とします」との連絡があった。法務省入国管理局では、全国の地方入国管理局にも本件について情報の周知を行ったという。

これを受けて、CHSI 日本では今後、中国人学生の学歴等認証サービスに、より一層注力する。

詳細については以下の URL を参照。

中国高等教育・学生情報 NET

[http://www.chsi.jp/jp\\_news/2011/0310.html](http://www.chsi.jp/jp_news/2011/0310.html)

問い合わせ先

中国高等教育学生信息网 日本代表

東京都中央区銀座 8-16-13 中銀城山ビル 11F

電話 03-6909-2235 FAX 03-3546-6766

担当 矢部

[info@chsi.jp](mailto:info@chsi.jp)